

よくある質問

Q 国勢調査はどうして行うのですか？

A 国勢調査は、日本国内の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国や地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として、5年ごとに実施する国の最も基本的な統計調査です。

Q どうして、私が調査対象なのですか？

A 令和7年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人と世帯を対象として、調査を実施しております。

Q この調査にどうしても答えなければならないのですか？

A 国勢調査は法律（統計法）において、調査対象者となる日本国内に住んでいるすべての人と世帯は調査票に記入して提出することの義務が課せられ、報告を拒んだり虚偽の報告をしたりした場合の罰則も規定されています。

Q 行政資料（マイナンバーや住民基本台帳など）があるのに、なぜ調査をするのですか？

A 調査事項には、既存の行政記録のみでは把握できない項目も含んでおり、住宅の状況や仕事の状況などの実態は得られず、行政に必要なデータが得られません。国や都道府県・市区町村が的確な行政を進めるためには、人口・世帯についての現状を正確に把握する必要があるため、行政資料とは関係なく、国勢調査を行う必要があります。

Q 国勢調査の結果はどのように利用されるのですか？

A 市区町村の行政経費として必要な地方交付税を公平に配分するための基礎資料や、福祉施設、雇用政策、食料需給計画、防災対策、都市整備計画などの各種行政施策に欠くことのできない資料として利用されます。

また、民間企業や研究機関でも広く利用され、そのような利用を通じて国民生活に役立てられています。

よくある質問

Q どのように回答するのですか？また、電話での回答はできますか？

A 回答は以下いずれかの方法となります。電話での回答を受け付けることはできません。

- (1) インターネットによる回答
- (2) 調査票に記入して、郵送による回答
- (3) 調査票に記入して、調査員へ直接提出

Q 国勢調査員と名乗る方がインターホンを押して訪ねてきました。

世帯主の名前など聞かれたのですが、そのようなことはあるのですか？

A 統計資料を作成するため、調査員が世帯主の方の氏名をお伺いします。また、調査票に記入できるのは4名までとなっておりますので、5名以上の方が居住されている場合は調査票を2枚以上渡す必要があることから、居住者の人数をお伺いすることがあります。

Q 国勢調査ではどのようなことを調査票に回答するのですか？

A 調査事項は以下のとおりとなります。

(1) 世帯員に関する事項

① 氏名	⑥ 国籍	⑩ 仕事の種類
② 男女の別	⑦ 現在の住居における 居住期間	⑪ 従業上の地位
③ 出生の年月	⑧ 5年前の住居の所在地	⑫ 従業地又は通学地
④ 世帯主との続柄	⑨ 就業状態	⑬ 所属の事業所の名称 及び事業の種類
⑤ 配偶の関係		

(2) 世帯に関する事項

① 世帯の種類	③ 住居の種類
② 世帯員の数	④ 住宅の建て方